

### 1 司法と行政との関係一般

EU は、EC（欧州共同体） 共通外交安全保障政策に関する政府間協力、 刑事司法・警察に関する政府間協力それぞれに異なる統治体制をとる（列柱構造）。このうち EC に最も明確に固有の立法・行政・司法権限が認められる。そこで EC に絞って報告する。

**司法** EC 設立条約によれば、EC は「法の支配」にもとづく共同体であり「法の遵守を確保する」EC 裁判所に司法権が最終的に帰属する。EC 裁判所の下には、管轄権が限定された EC 第一審裁判所が付設されている（管轄権配分は表 1）。なお、各構成国の裁判所も、「先決裁定手続」を通じて EC 司法権の行使に協力する。「先決裁定手続」とは、各国での各種の訴訟において、直接適用される EC 法の解釈または効力が争点になった場合、各国裁判所が当該争点を先決問題として EC 裁判所に付託し裁定判断を得る手続であって、EC 法の統一的適用の確保を目的とする。

EC の裁判所（EC 裁判所・EC 第一審裁判所）は、民事事件も行政事件も扱う司法裁判所である。EC においては司法裁判所と行政裁判所の制度的区別は存在しない。

行政訴訟という類型を立てて、その一般的手続法を規定する実務も法もない。EC の裁判所手続規則では、「直接訴訟」（EC の裁判所に直接提訴される各種の訴訟）か「先決裁定」かの区別が重要となる。「直接訴訟」は書面での主張、防御・反論、再反論の機会が当事者双方に与えられるが「先決裁定」ではこれらがなく、反論等は口頭弁論時になされる。

表 1 EC の裁判所の管轄権配分

EC 裁判所（在ルクセンブルク）		EC 第一審裁判所（在ルクセンブルク）	
直接訴訟	EC 機関または構成国が他の EC 機関に対して提起する、取消訴訟・不作為違法確認訴訟・損害賠償訴訟  EC 委員会または他の構成国が、ある構成国に対して提起する、構成国の条約義務不履行の確認訴訟	直接訴訟	自然人・法人が EC 機関に対して提起する、取消訴訟、不作為違法確認訴訟、損害賠償訴訟
先決裁定			[先決裁定（一部） ニース条約が発効すれば、一部の管轄権が付与されうる。]
上訴（EC 第一審裁判所から法律問題のみ）			
その他			その他

**行政（administration）** EC 条約は行政の定義をしていないが、EC 設立諸条約（基本法規）および EC 機関の定立した法規（「規則」、「指令」、「決定」などの派生法規）の実施活動を少なくとも指すことに争いはない。なお、（法的拘束力はないが）2000 年 12 月に宣言された EU 基本権憲章 41 条は、「健全な行政(good administration)を受ける権利」を「EU の機関および団体から、中立かつ公正に合理的な期間内に自分に関する物事の処理をしてもらう権利」としている。

EC 条約は、EC 法規の実施権限が EC の（閣僚）理事会に存することを前提に、理事会が一定範囲を EC 委員会に委任することを想定する。しかし、EC 委員会等の EC 機関や付属団体が直接に法規の実施義務を負い実際に担当する例（直接実施）は少ない。大部分は、構成国政府が EC 法規の実施義務を負い担当し、EC 委員会が実施の監督義務を負っている（間接実施）。ただし、構成国政府以外にも労使が実施義務を負う場合も一定の領域では存在する。

EC 法規の実施方式と司法審査の方式の関係は、表 2 に示す通りである。

表 2 EC 法規の実施方式と司法審査の方式

	直接実施	間接実施	
定義	EC 機関・付属団体が実施	EC 機関・付属団体以外による実施	
		構成国による実施	労使による実施 労働環境の向上等に係る EC 指令の労使合意による実施 EC 次元の労使合意の、各国労使の自主的实施
EC の 裁判所 による 司法 審査	EC 機関・構成国による 取消訴訟 不作為違法確認訴訟 損害賠償訴訟 （＋「違法性の抗弁」）  自然人・法人による 取消訴訟 不作為違法確認訴訟 損害賠償訴訟 （＋「違法性の抗弁」）	EC 委員会または他の構成国による、構成国の条約義務不履行の確認訴訟  私人による、国家賠償訴訟（間接実施を担当する構成国の条約義務違反から私人に生じた損害の賠償請求）  私人による、国内法上の各種の訴訟において EC 法上の権利の行使（「直接効」）や、構成国行為の根拠法となる EC 派生法規の「違法性の抗弁」	については、構成国も必要措置をとり実施確保する義務 構成国政府による実施に対する司法審査を類推適用（？）  については、構成国に実施確保義務がないとの解釈宣言あり。

## 2 行政に対する司法審査の類型等

### （1）訴訟類型

#### 制定法令上の定め

EC 設立条約は、一般的な訴訟類型を定めず、具体的な訴訟類型のみ定める。判例や解釈論も一般的な訴訟類型を論じない。EC 設立条約に定める訴訟類型は、フランス行政訴訟の類型をモデルに作られた。

#### 具体的訴訟類型

EC 機関の行為に対する司法審査のための具体的な訴訟類型は、**直接実施**の場合、**(イ)取消訴訟**、**(ロ)不作為違法確認訴訟**、**(ハ)損害賠償訴訟**である。さらに、場合によっては「違法性の抗弁」がこれらの訴訟類型に付随して援用されうる。他方、**間接実施**において、各国行為の前提となる EC 派生法規の合法性が問題になりうる。その場合は、国内法において可能な各種の訴訟を提起し、そ

の中で EC 法規の解釈・効力問題を争点化し、(二)先決裁定手続を EC 裁判所による司法審査のための訴訟類型として活用することになる。この手続において国内裁判所は自ら EC 法規の効力を問うこともできれば、当事者が「違法性の抗弁」を主張することもできる。

「違法性の抗弁」は独立の訴訟類型ではなく、他の訴訟に付随して主張される。例えば、一般的な EC「規則」が制定され、それに基づき実施細目を定めた EC 機関の決定や構成国の立法が採られた場合、これらの諸実施措置の違法性を争う前提として、さきの一般的 EC「規則」の EC 設立条約違反などの違法性の主張を許すものである。この場合の違法事由は取消訴訟のそれと同じであるが、取消訴訟の 2 箇月の出訴期間は不適用となる。EC 条約 241 条は EC の「規則」の違法性の抗弁を定めるが、EC 裁判所は同条を一般原則と解釈し「規則」以外の派生法規についても同様の抗弁を認めている。

これらの訴訟は、係争の法や行為の停止的効力をもたないが、EC 裁判所は必要と認めるときは、係争の行為の停止を命じうる。また、EC 裁判所は係属した事件について必要な「仮の措置 (interim measures)」を命じうる。

## (2) 「取消訴訟の排他的管轄」に類する議論

この点に関する議論はない。

ただし、先決裁定手続において EC 法規の効力を争う場合、その当事者が問題の EC 法規の効力について、取消訴訟を直接に EC の裁判所に出訴期間内に提起できることを十分明確に知りながら提訴していなかった場合には、法の安定性と EC 司法制度の一貫性を保つために、「違法性の抗弁」を認めるべきではない、と判断した EC 裁判所の判例がある。

## (3) 行政に対する司法審査の対象

制定法令上の定め、および 司法審査の対象の範囲

取消訴訟での審査対象について現行の EC 条約 230 条は、

- ・ 欧州議会と理事会の共同採択行為
- ・ 理事会の行為
- ・ 委員会の行為
- ・ ECB (欧州中央銀行) の行為
- ・ 欧州議会の行為で第三者に法的効果を生じさせる意図の行為

と定め、法的拘束力をもたない「勧告および意見」は明文で審査対象外とする。EC 設立条約 249 条が予定する法的拘束力のある行為は、「規則」「指令」「決定」である。

しかし EC 裁判所の判例では、法の支配にもとづく共同体における法の遵守を徹底するために、法形式の名称ではなく実質において**法的効果を生じることが意図された措置** (all measures which are intended to have legal force) か否かを基準として取消訴訟の審査対象範囲を決めている。

ゆえに「勧告」や「意見」の形式であっても法的効果を生じる点については審査対象とされうる。また EC 設立条約が予定していない EC の行為形式であっても審査対象たりうる。例えば、域外第三国と EC 諸国の協定交渉での EC 諸国共同歩調を決めた EC 理事会での「政治合意」、構造基金の運用に関する「実務綱領(Code of Conduct)」、職員事件での「口頭での決定」、EC 競争法の調査手続における EC 委員会競争法部局の長の署名入りの「書簡」で係争事案への EC 委員会としての最終判断を示す内容が含まれるもの、などである。現に、「欧州議会の行為で第三者に法的効果を生じさせる意図の行為」は、1983 年当時の EC 設立条約の明文では審査対象に挙がっていなかったが、EC 裁判所が法の遵守の徹底を理由に審査対象

と認めたとゆえに、後の条約改正で明文化された経緯がある（欧州議会選挙費用の各政党への補助決定で新規政党が既存政党より不利に扱われた事案 Case 294/83 Parti Ecologiste 'Les Verts' v. Parliament [1986] ECR 1339）。

**不作為違法確認訴訟**については

- ・ 理事会、欧州議会、委員会または欧州中央銀行の、EC 条約に違反する、不作為
- ・ 個人に対して、勧告または意見以外の行為を EC 機関がしなかったこと

を審査対象とすると定める。

ただしこの訴訟を提起するには、関係する EC 機関に行為を促し、2 箇月以内に当該機関が態度を明確にしない場合に限られる。逆に 2 箇月以内に関係する EC 機関が、取消訴訟では争えない行為形式で態度を明確にすれば、この不作為違法確認訴訟は提起できなくなり、ここに実効的な司法審査の完結性が破れているとの指摘がある。この訴訟は、EC 機関に態度を明確にさせる加圧効果はあるが、勝訴に至った例は極めて少ない。

**先決裁定**については、

- ・ 共同体の機関（理事会、委員会、欧州議会、司法裁判所、会計検査院）がとった行為
- ・ ECB（欧州中央銀行）がとった行為

の効力が審査対象となりうると定める。審査対象の行為は取消訴訟の場合と同様である。

**違法性の抗弁**について、EC 条約 241 条は、

- ・ 欧州議会と理事会の共同採択した規則
- ・ 理事会規則
- ・ 委員会規則
- ・ ECB 規則

の効力が審査対象となりうると定める。規定の文言では、法形式としての「規則」のみが対象となりうるように読めるが、EC 裁判所は、EC 条約 241 条の定めが、詳細な実施決定の根拠となったあらゆる形式の EC 法規の効力を争うことを認める旨の「法の一般原則」の一つの具体的な表現であると広く解釈している。例えば「決定」が後の詳細な実施決定の根拠法規となる場合はその「決定」が審査対象となる。そこで、（個人の狭い原告適格などのために）取消訴訟により根拠法規たる EC 法規の効力を争えなかった当事者による「違法性の抗弁」の援用を認めている。逆に、取消訴訟で直接に争うことができた当事者が二箇月の出訴期間内に提訴せず、後に国内裁判所からの先決裁定手続において違法性の抗弁を行うことは認められないとした例外的な事例もある。

### 3 原告適格及び訴えの利益

#### (1) 原告適格

制定法令上の定め

**取消訴訟**の原告適格について、EC 条約 230 条は、次のように定める。

- ・ 特権的原告適格（つねに適格がある）：委員会、理事会、構成国
- ・ 準特権的原告適格（自らの特権を擁護する限りで適格）：欧州議会[ ニース条約で特権的に変更される]、会計検査院、ECB
- ・ その他の原告適格（「直接かつ個人的」に関係する限りで適格）：自然人・法人

**不作為違法確認訴訟**の原告適格については、EC 条約 232 条が次のように定める。

- ・ 特権的原告適格：委員会、理事会、欧州議会、構成国、ECB

- ・ その他の原告適格 : (なされるべき行為の名宛人たる) 自然人・法人

#### 原告適格の認められる範囲

取消訴訟の対象となる行為の性質が、一般的行為(その行為の法的効果が及ぶ人の集合が開かれている)か、個別的行為(ある個人に行為の法的効果が直接かつ個人的に及ぶ)かにより、それぞれの行為の違法性を訴える原告の範囲が異なる。

一般的行為の効力をつねに争えるのは、委員会、理事会、構成国であり、その効力を争うことが自らの特権を擁護する上で必要といえる場合は、欧州議会、会計検査院、ECBにも原告適格が認められる。これに対して、自然人・法人は原則として一般的行為の効力を直接に EC の裁判所( EC 第一審裁判所)で争うことはできない。

もっとも自然人・法人が EC の一般的行為を争う余地も多少はある。それは国内裁判所に提起する訴訟において具体的な実施措置の根拠法規たる EC の一般的行為の違法性を争う「違法性の抗弁」を主張する場合である。この場合は、先決裁定手続により効力問題が EC 裁判所に付託されうる。

現在の EC 条約の下では、自然人・法人はあくまでも個別的行為(その者に「直接かつ個人的に関係する」決定)の効力について、EC の裁判所( EC 第一審裁判所)に直接に取消訴訟を提起できるものとされる。EC 条約 230 条 4 段は、問題とされる EC 機関の行為が原告本人との関係で(法形式の名称ではなく)実質において個別的行為(実質的な意味の「決定」)といえる場合に、自然人・法人の原告適格を認めている。すなわち、

- ・ 原告に宛てられた決定
- ・ 第三者に宛てられた決定であるが、原告に「直接かつ個人的に関係する」決定
- ・ 規則の形式をとってはいるが、原告に「直接かつ個人的に関係する」決定

を争う適格をもつと定める。

(イ)「直接に関係する」とは、取消対象の行為が、中間に第三者の裁量判断などを介在せずに、直接の因果関係をもって原告に法的効果を及ぼすことをいう。

(ロ)「個人的に関係する」という要件について、EC 裁判所は 1963 年のプラウマン事件で「当該決定が、その個人に特有の属性から、あるいは他の者からその個人を区別する事情があるため、名宛人同様に個人的に区別されるといえる場合」に限られると解釈した。ほぼ 40 年たった現在もその解釈を変えていない。

かかる解釈に立ちながらも、「直接かつ個人的に関係する」をめぐる EC 裁判所の判例は一貫していない。現在の EC 裁判所の判例解釈では、自然人・法人の原告適格がどのような場合に認められるのか明快に判断することは至難であり、実務家・学説の批判も多い。

一方では、共同体の法の支配を徹底し、自然人・法人に対する実効的な司法的救済を保障するために、原告適格を広めに認める法分野もある。例えば、EC 競争法の執行や域外国企業との関係でアンチダンピング措置を EC 委員会がとる場合のように、EC 機関が違反調査と処罰との両方の権力的介入を行う法分野においては、EC 機関による処分がたとえ「規則」の法形式でなされても、当該違反調査に直接関与した当事者(違反者など)のみならず、苦情申立て人、予備調査に関与した製造者などにも原告適格を認めている。このような寛大な適格判断は、当該分野では EC 機関による不利益的処分の適正手続をとくに監視すべき制度的状況にあることや、当該不利益的処分を EC の裁判所以外では争えない法律関係にあることが実質的な理由として考えられる。

しかし他方で、それ以外のほとんどの法分野では、とくに「個人的に関係する」行為を広く認め

ず、自然人・法人の原告適格を厳しく制限したままである。例えば、EC 裁判所は真の「規則」を「本質的に立法的な性質をもつものであり、一定数の、画定されたまたは特定可能な人々に適用されるものではなく、抽象的に捉えられた人のカテゴリーに全体として適用されるもの」と定義し、実際には争点となった「規則」によりごく一部の少数の容易に特定可能な閉じた人々の集合に法的効果が及びうだけであることを立証しても、あるいは、実際の影響が人々の閉じた集合にのみ及んだだけであることを立証しても、一般的・抽象的な文言により普遍的に適用される外観のある規則は、「個人的に関係する」決定とは同視できないと評価して自然人・法人にその効力を争う原告適格を認めないことが多い。

2002 年には、EC 第一審裁判所が、従来の狭い原告適格解釈では実効的な司法的救済が EC の裁判所でも自然人・法人に否定され、かつ国内裁判所でも訴訟を起こせないような事案\*に接して、法の支配と当事者の裁判を受ける権利を実効的に保障するためには、従来の狭い原告適格解釈を変更せざるをえない旨の判決を下した。すなわち、ブラウマン判決が一般的に適用される措置には自然人・法人の原告適格を認めないことを基本としていた点を変更し、一般的に適用される共同体の措置であっても、それが原告個人の権利を制限しまたは義務を課すことにより、原告の法的地位に実かつ現実に影響する場合には、個人的に関係すると解するのが相当とした。しかし、EC 裁判所は直後の別件で、かかる解釈は一般的行為と個別的行为の区別を失わせるものであり、その区別を前提とした現行法の解釈としては無理があると述べて、従来の解釈を維持することを確認し、さらに自然人・法人の原告適格の拡大は、各国における国内法上の訴訟において何らかの工夫をするか、あるいは EC 条約の規定を改正するかしか解決策はないと明言した。現在の EC 裁判所の判例は、自然人・法人の原告適格については硬直化している。

\*T-177/01, *Jégo-Quérel et Cie SA v. Commission* (2002.5.3 EC 第一審裁判所判決)では、一定行為の禁止を定めた EC 規則の取消訴訟を法人が直接 EC 第一審裁判所に提起した。C-50/00 P, *Unión de Pequeños Agricultores v. Council* (2002.7.25 EC 裁判所判決)では、一定の EC 補助金を打ち切る EC 規則の取消訴訟を法人が直接第一審裁判所に提起した(その上訴事件)。いずれの係争 EC 規則も、各国内の具体的実施行為を要せず、その実体内容が直接に実現される。自然人・法人原告は当該規則の違法性を国内裁判所で争おうとしても、国内の具体的実施措置がないため、国内法上の訴訟が提起できない。他方、EC 第一審裁判所に当該 EC 規則の取消訴訟を提起できるかといえ、従来の判例解釈では、当該規則に個人的に関係しないため原告適格が否定されることになる。ゆえに敢えて当該 EC 規則の効力を争うには、故意当該規則違反を犯し、各国において処罰措置の取消訴訟を起こし、根拠法規たる EC 規則の違法性の抗弁を行うしかない。かかる状況に直面して、EC 第一審裁判所は、従来の判例解釈の帰結は裁判を受けるために個人に違法行為を強いる結果となり正義に著しく反するので、判例解釈を変更すべきであると判断した。また EC 裁判所の事案 (C-50/00P) について法務官も判例解釈の変更を助言していた。しかし EC 裁判所は、現行法の下では解釈変更が不可能であると判断した。

EC 裁判所が自然人・法人の原告適格の拡大を容易に認めない背景の一つとして、EC 裁判所・EC 第一審裁判所の負担超過の現状 適格を拡大した場合のその深刻化の憂慮 が考えられる。EC の固有の裁判所は、EC 裁判所と EC 第一審裁判所のみであり、裁判官は各 15 名 (EC 裁判所には他に 8 名の法務官 *Advocates General* 裁判所に独立の立場から意見を表明する ) である。2000 年についての EC 司法統計 (以下カッコ内は 2000 年の処理実績) によれば、第一審裁判所は 1 名 (15 件) 3 名 (214 件) 5 名 (112 件) のいずれかの小法廷で審理するが、EC 裁判所は大法廷 (定足数 9 名) が原則であり (77 件) 3 名 (90 件) 5 名 (155 件) の小法廷での審理も増えているが限界がある。新受件数は年々増加し (ECJ 503 件、CFI 384 件) 処理件数も若干の逡増傾向ではあるが (ECJ 463 件、CFI 258 件) 未処理事件も劣らず逡増傾向にある (ECJ 803 件、

CFI 661 件) 2000 年について事件の平均処理期間をみると、例年とほぼ同様であり、EC 第一審裁判所の、職員事件と知的財産権事件以外の事件の平均処理期間は 27.5 か月、EC 裁判所では、先決裁定が 21.6 か月、直接訴訟が 23.9 か月、上訴が 19 か月であった。

**団体訴権** 自然人・法人の原告適格が特定の法分野を除き厳格に制限されているため、現状では、団体の原告適格が認められる例は少ない。しかし、徐々に認める例がでてきた。これまで団体の原告適格が認められた事例は、EC 文書へのアクセス（情報公開）、EC 競争法に関する事件などであるが、これらの団体が何らかの形で「直接かつ個人的に関係する」決定を受けた上で提訴する工夫をした事案である。結論的には原告適格を認めなかったものの、適格の有無は請求の実体内容と不可分一体であるとして、ひとまず棚上げにし、実体判断に立ち入った事案もある。なお、EC には域内について直接の課税権限がないため（対外関税権限はある）、域内の EC 市民による納税者訴訟に類する制度は論じられたことがない。

## （２）狭義の訴えの利益

制定法令上の定め

法規における明文の定めはない。

訴えの利益の事後的消滅に類する議論

不作為違法確認訴訟において、提訴後に関係 EC 機関が求められていた行為を行った場合は、訴訟を継続する利益がないとされ、訴訟は却下される。同様に、提訴後に関係する EC 機関が求められた行為以外の行為をとった場合も、訴訟は却下される。

先決裁定については、EC 裁判所と国内裁判所の相互の協力と信頼関係にもとづく制度であるため、付託した国内裁判所が付託の取り下げをしない限り、裁定手続は続行する。EC 法上の一般的な重要な争点が付託された事案について、たとえ紛争が国内法上は解決した場合であっても、国内裁判所からの付託取り下げがないとき、先決裁定手続が続行された例がある。EC 裁判所としても裁定拒否は原則として行わないが、例外的に、国内訴訟の当事者が結託しており事案に真の争訟性がないことが書面上も明白である場合、あるいは国内訴訟が想定的（hypothetical）な事実にもとづくことが明白な場合、EC 裁判所は先決裁定を拒否したが、かかる例はきわめて少ない。

## 4 仮の救済

### （１）執行停止

制定法令上の定め

訴訟の提起は停止効がないのが原則である（EC 条約 242 条本文）。ただし、事情により必要と認めるときは、EC 裁判所は係争行為の実施の停止を命令できる（同条但書）。

執行停止の要件・効果等

執行不停止が原則である。例外的に執行停止が認められるための要件は、

- ・ 救済請求者の本案の主張の疎明（prima facie）があること、かつ、
- ・ 緊急性があること：仮の救済がなければ、請求者に重大かつ回復不可能な損害が生じること。

である。

## ( 2 ) 執行停止以外の仮の救済

### 制定法令上の定め

EC 裁判所は、係争の事件について「必要な仮の措置」を命令できる( EC 条約 243 条 )。要件は、執行停止の要件と同じである。通常は取消訴訟に付随して請求されることが多いが、EC 委員会の対構成国訴訟( 226 条訴訟 ) や、対 EC 損害賠償訴訟においても請求されることがある。

### 仮の救済の内容

EC 法規を国内実施する構成国の行為の差し止め、EC 競争法違反事件において、被告企業の営業機密文書を訴訟参加した競争相手方企業に開示しない措置などが認められている。

## 5 裁量処分の審査に関する法制及び審理手続における行政側の資料開示等

### ( 1 ) 裁量処分の審査に関する法制

#### 制定法令上の定め

**EC 機関の裁量処分**は、EC 条約 230 条の取消訴訟に掲げられた違法事由「権限の欠如」「権限の濫用( 目的外行使 )」「法違反」「手続違背」にしたがって審査される。これらの違法事由は重複しうる。例えば、「法」には「EC 法の一般原則」も入ると解されており、適正手続の保障にかかわる具体的な法理も含まれるため、「法違反」と「手続違背」は重なる面がある。

EC 裁判所は、EC 機関に広い立法裁量が認められる法分野( 農業政策や対外通商政策など ) においては、裁量権行使に「明白な誤り( manifest error )」または「権限の濫用( 目的外使用 )」がない限りは、統制的に介入しない立場をとることが多い。ただし、EC 委員会の下の科学専門委員会における技術的な判断の妥当性が争われた事件において、判断の手続面での適正さについて統制が進んできている。具体的には、「個々の事案の関連する点をすべて慎重かつ公平に所轄機関が検討する義務、当事者が自らの見解を述べる機会をもつ権利、当事者が十分に理由の記された決定を受ける権利」を保障するために、専門委員会での担当委員の資格、議事進行等を精査した例がある。

**構成国の裁量行為の EC 法適合性審査**は、場面により異なる。( イ ) 具体的な国内法整備の指示が EC 設立条約や「指令」等の派生法規により出されている場合は、構成国が何らかの国内的措置により、達成すべき法的結果を「実効的に保障」しているかどうか審査される。実体内容の齟齬などに立ち入った審査が行われるのは、EC 委員会が構成国に対して提起する、条約義務不履行確認訴訟においてである。「実効的に保障」とは、立法指示の内容通りを国内実施することをいう。

( ロ ) 具体的な国内法整備の指示がない場合は、構成国の統治権の裁量的行使が原則として認められるが、EC 法に反しないように裁量を行行使する義務が課され、それに照らして裁量行使が統制される。第一に、国内裁判所については、EC 法上の権利の実効的な保障を行うことに裁量の余地はなく、国内現行法の枠内で、国内の類似の法的権利に認められる法的救済に劣らない救済を認める義務を負い、国内現行法に類似の権利が存在しない場合や実効的な救済手段がない場合は、救済を阻む法理や実務を排除する、あるいは EC 法上の救済手段の存否を先決裁定で問うなど積極的に措置を講じて、私人の EC 法上の権利の実現を確保する義務を負うことになる。EC 法の実効的な実現を保障する義務を通して、EC 法は各国法の変更を迫る大きな影響を与えている。

第二に、立法・行政府の裁量行為が私人の EC 条約上の権利の実現を阻害しうる場合、当該政府の行為が EC 法上正当と認められる目的を達成するために必要かつ比例した手段と評価できるかど



うかという基準で審査される。ただし「比例性」の審査は、法分野により、また阻害される EC 法上の権利の性質により、緩やかな審査（目的に関連する、不釣り合い(disproportionate)ではない手段かどうかを問うのみ）から厳格な審査（必要な措置で、かつ、他により制限的でない手段がないことの立証を構成国に求める）まで様々である。（この審査は、私人が政府行為に対抗して EC 法上の権利を行使する国内訴訟から生じた先決裁定手続で行われることもあれば、EC 委員会が構成国に対して提起する条約義務不履行確認訴訟において行われることもある。）なお、国内の私人が、当該政府の作為・不作為から私人に生じた損害の賠償を請求する EC 法上の国家賠償訴訟を提起した場合は、構成国の立法裁量の行使・不行使に「明白かつ重大な誤り(manifest and grave error)」があるため「十分重大(sufficiently serious)な EC 法違反」を犯したと評価できるかどうか、EC 裁判所の示す判断基準に従って各国の裁判所で審査されることになる。

## （２）審理手続における行政側の資料開示等

制定法令上の定め、 関連する法制（職権探知主義、立証責任等）

EC 裁判所構成法 21 条は、「 裁判所は、当事者に対して、裁判所が望ましいと考える、あらゆる文書を提出し、かつあらゆる情報を提供するように求めることができる。いかなる拒否についても公式の記録が残されるものとする。 裁判所はまた、事件の当事者ではない構成国および機関に対しても、訴訟遂行に必要なと裁判所が考えるあらゆる情報を提供するように求めることができる。」と定める。ECSC（石炭鉄鋼共同体）については、ECSC 機関の決定に対する訴訟において、当該機関は裁判所に係争事件に関するすべての文書を提出する義務があるとの定めがあった（ECSC 裁判所構成法 23 条）。

当事者が裁判所または相手方当事者に対して、自動的に関連する全文書の開示をすべき義務は課されていない。当事者についても、裁判所の許可なく、相手方や第三者に文書と情報を開示するよう強制する権利をもたない。しかし、当事者の積極的主張事実は自ら立証すべきものとされる。また、裁判所は上記の裁判所構成法 21 条の規定により、公式の証拠調べを行うことなく非公式に当事者に対して「望ましい」文書や情報の提出を求めることができると解されており、実際そのように運用されている。当事者以外の構成国や EC 機関に対しても、EC 裁判所は情報提供を義務づける。

文書提出を拒否できる場合がいくつか認められている。（イ）文書が訴訟事案と関連性をもたない場合。（ロ）弁護士と依頼人の間で当該事案に関して交わした文書である場合（ただし文書は当該事件の弁論のために作成され、かつ依頼人から独立した弁護士との交信文書であることを要する）。（ハ）医師と患者の信認関係により作成された医療記録・報告書の場合（ただし患者が提出に同意し、かつ、医師の関与が健康診断のように行政的な検査であり、かつ、非開示が司法運営を妨げる場合は提出拒否特権が認められない）。（ニ）営業機密を含む文書については、訴訟参加者や共同訴訟当事者への開示が拒否されうる。（ホ）EC 機関の部内作業文書は、それ自体として非開示特権により保護されているわけではないが、機関内の審議の機密を保護するために、裁判所による職権探知は例外的にしかなされず、また開示を請求する当事者は当該内部作業文書が事案に関連することを別の証拠をもって説明しなければならない。（ヘ）国家安全保障に係る情報を含む文書である場合（EC 条約 296 条 1 項 a 号）。ただし、他の構成国または EC 委員会が構成国が安保文書の不開示特権を不適切に行っていると考えるときは、EC 裁判所の非公開法廷による判断を請求できる（EC 条約 298 条 2 段）。